

MY企業年金通信

No. 2016-06

明治安田生命保険相互会社
 総合法人業務部
 団体年金コンサルティング室
 TEL: 03-3283-9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について (平成29年4月施行)	厚生基金	DB	D-C	その他

ポイント

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）の施行に伴い、平成29年4月1日以降、500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への厚生年金保険等の適用拡大が可能となりました。なお、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用範囲を拡大した場合には、DB規約の一部変更が必要となるケースがあります。

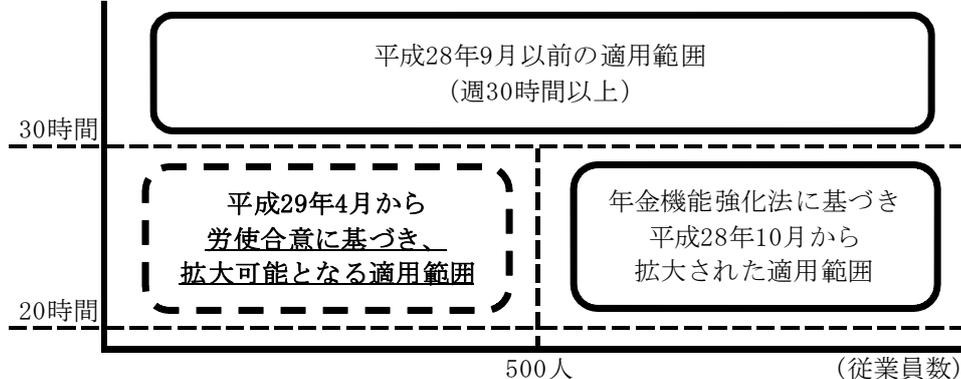
1. 短期時間労働者に対する厚生年金保険への適用拡大について

平成24年法律第62号「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「年金機能強化法」）では、平成28年10月施行事項として、従業員501人以上の企業に対し、短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用が拡大されましたが、従業員500人以下の企業については、適用除外とされていました。

先般、平成28年法律第114号「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成29年4月1日以降、労働参加の促進と年金水準の確保等のため、500人以下の企業も、労使の合意に基づき、厚生年金保険等について企業単位で短時間労働者への適用拡大が可能となりました。

<適用拡大イメージ>

（週
の
所
定
労
働
時
間）



<短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大のイメージ>

(平成 28 年 9 月以前)

週 30 時間以上

(平成 28 年 10 月以降)

①週 20 時間以上

+

②月額賃金 8.8 万円以上

③勤務期間 1 年以上

④学生は適用除外

⑤従業員 501 人以上の企業

(平成 29 年 4 月以降)

左記①～④の条件の下、
従業員 500 人以下の企業に
ついても、労使合意に基づ
き、適用が可能となる
※国・地方公共団体は規模
にかかわらず適用

2. 500人以下の民間企業でDB規約の一部変更が必要となるケース

平成 29 年 4 月以降、一週間の所定労働期間が 20 時間以上であり月額賃金が 88,000 円以上であるなどの要件に該当する短時間労働者に対し、労使合意に基づき、厚生年金保険の適用拡大を行なった場合、当該短時間労働者は、厚生年金保険の被保険者になるため、規約に定める加入者の範囲を「厚生年金保険の被保険者」としている場合には、この短時間労働者も DB 制度の加入者（以下、加入者といいます）に含まれることになります。

このため加入者の範囲について、「実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者から〇〇規程に定める嘱託、パートタイマー、臨時に雇用される者等を除く。」と加入者を定義されている場合には、規約において加入対象から除外すると規定している嘱託、パートタイマー、臨時に雇用される者等（前記例の場合）が当該短時間労働者を包含しているかをご確認ください。**当該短時間労働者を包含していない場合で、かつ、当該短時間労働者を加入対象としない場合は、加入者から除外する者の範囲を再定義する規約変更を行なう必要があります。**

なお、同法施行に伴い就業規則の変更を行なう場合には、就業規則の届出を行なう必要がある場合がありますのでご注意ください。

当該法改正に伴い、短時間労働者に対し、労使合意に基づき厚生年金保険の適用拡大を実施される予定のある場合やご不明な点がある場合には当社営業担当者あてにご連絡ください。

3. 新たに特定適用事業所となられたケース

同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数の合計が、1 年で 6 カ月以上、500 人を超えることが見込まれる場合には、短時間労働者に対し厚生年金保険等が適用される特定適用事業所となります。

当社幹事／総幹事のご契約者様で、新たに特定適用事業所となる場合には、規約変更を行なう必要がある場合がありますので、当社営業担当者あてに新たに特定適用事業所となる旨をご連絡いただき、規約変更要否についてご相談ください。

以 上

**【当社幹事/総幹事ご契約者様向け】
厚生年金被保険者の適用拡大に関する確認（民間企業の例）**

厚生年金被保険者数（※1） \geq 501人ですか？
または
（平成29年4月以降）労使合意に基づき厚生年金保険の適用範囲を拡大しますか？

YES ↓

NO ↓

対象外です

短時間労働者を従来の厚年被保険者と同じ職種に含めますか？

YES ↓

NO ↓

就業規則・DB規約等において短時間労働者を同一職種の旧厚年被保険者と同じ取扱いとしますか？

NO →

短時間労働者に係る就業規則を
当社担当者に送付ください

YES ↓

一般的にDB規約・就業規則等
の変更は不要と思われます

短時間労働者が含まれる職種を
DB制度加入者としますか？

↓

YES ↓

NO ↓

短時間労働者が含まれる職種はDB制度加入者ですか？

DB規約の変更対応等の対応が必要です

DB規約では加入者となる職種が限定列挙されていますか？

NO ↓

YES ↓

↓

NO ↓

YES ↓

加入手続きは不要です

平成29年10月1日以降の規約に定める日付にてDB制度加入手続きが必要となります

DB規約の変更が必要な可能性があります

DB規約の変更は不要です

※1：法人番号が同一の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所が該当します。